

令和 2 年度 実施方針の策定の見通しの公表について

令和 2 年 9 月  
指宿広域市町村圏組合

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号）第 15 条第 1 項に基づき、実施方針の策定の見通しに関する事項を次のとおり公表します。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
指宿広域クリーンセンター長期包括的運転管理業務委託	事業契約日から令和 14 年 3 月まで（予定）	指宿広域クリーンセンターにおいて、運転維持管理業務を行う。	指宿市十二町 4692 番地 1	令和 2 年 12 月（予定）